

随意契約結果及び契約の内容

業 務 の 名 称	令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務
業 務 概 要	本業務は、沖縄管内の臨港道路である那覇港「なうら橋」上部工箱桁内部において、劣化によるひび割れの進行が確認されたことから、既往の劣化調査結果を踏まえ、上部工桁部及び支承部の外観調査・性能調査を実施し、劣化対策の検討を行うものである。
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所長 嶋倉 康夫 沖縄県那覇市港町2丁目6番11号
契 約 年 月 日	令和 4年 8月17日
契 約 業 者 名	令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務沿岸技術研究センター・日本工営・中研コンサルタント設 代表者 （一財）沿岸技術研究センター
契約業者の住所	東京都港区西新橋1丁目14番2号
契 約 金 額	47,740,000円 (税込み)
予 定 価 格	47,795,000円 (税込み)
随意契約によることとした理由	
業 務 場 所	那覇市港町2-6-11
業 種 区 分	土木関係建設コンサルタント業務
履行期間（自）	令和 4年 8月18日
履行期間（至）	令和 5年 3月17日
備 考	

随意契約理由書

1. 業 務 名：令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務

2. 契約の相手方

名 称：令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務沿岸技術研究センター・

日本工営・中研コンサルタント設計共同体

住 所：東京都港区西新橋1-14-2 新橋エス・ワイビル5F

電 話：03-6257-3701

3. 随意契約適用法：「会計法第29条の3第4項」及び「予算決算及び会計令第102条の4第3号」

4. 当該業務の目的・内容及び随意契約の理由

(1) 目的・内容

本業務は、沖縄管内の臨港道路である那覇港「なうら橋」上部工箱桁内部において、劣化によるひび割れの進行が確認されたことから、既往の劣化調査結果を踏まえ、上部工桁部及び支承部の外観調査・性能調査を実施し、劣化対策の検討を行うものである。また、検討案件に対し、過年度開催した有識者における検討委員会の委員にヒアリングを行い、調査結果を踏まえた上で対策検討を実施するものとする。

(2) 理由

本業務の実施にあたっては、課題の抽出整理や技術的検証・検討を速やかに行うための技術力を有していることが必要であることから、簡易公募型プロポーザル方式に準じた方式を採用した。

「プロポーザル方式に準じた方式に基づく建設コンサルタント等の特定手続きについて」（府開管理第590号 平成14年8月1日）に基づき、沖縄総合事務局那覇港湾・空港整備事務所建設コンサルタント選定委員会において審議の結果、令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務沿岸技術研究センター・日本工営・中研コンサルタント設計共同体の提案は、優れた技術者を配置予定としているとともに、実施方針及び特定テーマに対する技術提案において本調査の内容を十分理解し、求める技術支援の必要性・重要性に対し満足する技術支援を行えることが高く評価され、最適な履行能力を有すると判断された。

よって、令和4年度那覇港臨港道路（橋梁）劣化対策検討業務沿岸技術研究センター・日本工営・中研コンサルタント設計共同体が本調査を遂行できる唯一の者であることから、会計法第29条の3第4項及び予算決算令第102条の4第3号に基づき随意契約を行うものである。